

**令和２年度**

**市町村教育委員会に対する指導・助言事項**

**～未来をく教育をめざして～**

**（案）**

**大阪府教育委員会**

2-21

2-22

目　　次

■ 令和２年度の取組みの重点

重点１　小中学校の教育力の充実

　　　（１）【学習指導要領の確実な実施】･･････････････････････････････････････　２

　　　（２）【学力向上の取組みの充実】････････････････････････････････････････　２

　　　（３）【学びに向かう環境づくりの充実】･･････････････････････････････････　３

（４）【外国語（英語）教育の充実】･･････････････････････････････････････　４

重点２　障がいのある子どもの自立支援

　　　（５）【「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】･･････････････････ ４

　　　（６）【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】････････････････････　５

重点３　豊かでたくましい人間性のはぐくみ

　　　（７）【心の教育の充実】････････････････････････････････････････････････ ５

　　　（８）【人権尊重の教育の推進】･･････････････････････････････････････････ ６

　　　（９）【読書活動の推進】････････････････････････････････････････････････ ７

　　　（10）【いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校への取組みの推進】･･････････ ８

重点４ 健やかな体のはぐくみ

　　　（11）【体力づくりの取組み】････････････････････････････････････････････ 10

重点５ 教員の資質向上

　　　（12）【教職員の組織的・継続的な人材育成】･･････････････････････････････ 11

　　　（13）【不祥事の防止】･･････････････････････････････････････････････････ 11

（14）【体罰・セクハラ防止の取組み】････････････････････････････････････ 12

　　　（15）【職場におけるハラスメントの防止】････････････････････････････････ 13

　　　（16）【「指導が不適切である」教員への対応】････････････････････････････ 13

重点６ 学校の組織力向上と開かれた学校づくり

（17）【学校の組織力の向上】････････････････････････････････････････････ 14

（18）【働き方改革】････････････････････････････････････････････････････ 14

（19）【部活動の在り方】････････････････････････････････････････････････　15

重点７ 安全で安心な学びの場づくり

　　　（20）【子どもたちの生命・身体を守る取組み】･････････････････････････････ 15

　　　（21）【危機管理体制の充実・防災教育の取組み】･･･････････････････････････ 17

（22）【保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底】････････････････････････　18

（23）【学校の体育活動中の事故防止等の取組み】･･････････････････････････　19

重点８　地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援

（24）【教育コミュニティづくりの推進】･･････････････････････････････････ 19

　　　（25）【家庭教育支援の充実】････････････････････････････････････････････ 20

　　　（26）【幼児期の教育の推進】････････････････････････････････････････････ 20

2-23

冊子の本文中の「小学校」「中学校」は必要に応じて「義務教育学校」と読み替えて活用ください。

重点１　小中学校の教育力の充実

（１）【学習指導要領の確実な実施】

新学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を発揮しようとする態度を養うことが重要である。

ア　社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、地域や学校、児童・生徒の実態等を十分考慮し、学校の教育目標を設定、社会と共有するよう指導すること。

イ　設定した目標の実現をめざして、学校が社会と共有・連携しながら適切な教育課程を編成し、カリキュラム・マネジメントの実現を図り、創意工夫を生かした特色ある教育活動を実施するよう指導すること。

ウ　新学習指導要領の全面実施に向けた移行措置の趣旨や内容等を各中学校が十分理解するとともに、確実に実施するよう指導すること。

エ　特別の教科 道徳（以下「道徳科」という）を要とした道徳教育の充実を図るよう指導すること。

「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」（平成31年３月）文部科学省

「新学習指導要領のポイント」（平成31年２月）

「小学校のカリキュラム・マネジメントを円滑に進めるための手引き」（平成31年２月）

「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」（平成29年７月）文部科学省

「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説（総則編・各教科等編）」

（平成29年３月・６月）文部科学省

関連項目⇒Ｐ25＜教育課程の編成＞＜学習評価の充実＞

Ｐ26＜土曜日等の授業について＞＜総合的な学習の時間について＞＜国旗・国歌の指導＞

（２）【学力向上の取組みの充実】

　　 各学校において、これまでの学力向上の取組みの成果を踏まえ、組織体制を有効に機能させ、ＰＤＣＡサイクルに基づいた取組みを充実し、子ども一人ひとりの「確かな学力」の育成を図ることが重要である。

ア　確かな学力の育成に当たっては、その目標を実現できるよう指導計画を立てて取り組み、学力や学習状況に関する調査の結果を活用するなど、児童・生徒の学習の状況を詳細に把握、分析し、その成果と課題に即した取組みを着実に進めるよう指導すること。

イ　学習指導に当たっては、学校全体で指導形態や指導体制を工夫し、個に応じた指導を一層充実するよう指導すること。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うよう指導すること。

2-24

ウ　言語能力は、すべての教科等における学習の基盤となる資質・能力として重要なものであることから、その育成に当たっては、国語科を中心としたすべての教科で発達段階に応じた系統的な指導を行うよう指導すること。その際、府教育委員会が提供している学習教材等も積極的に活用するよう指導すること。

「ことばのちから活用事例」（平成31年２月）

http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kotobanotikara/kotobakatuyoujirei.html

「ことばのちから」（平成30年６月）

リーフレット・教材「ことばの力を確実に育む」（平成29年11月）

「国語の授業づくりハンドブック」（平成29年11月）

「小学校理科ハンドブック」（平成29年11月）

「校内研究の栞」（平成25年３月）

「大阪の授業STANDARD」（平成24年５月）

ＤＶＤ「確かな学力をはぐくむ１．２．３」（平成21.22.23年）

「学習指導ツール」（平成20～24.26.27年）

https://e-entry.osaka-c.ed.jp/education/tool/tool-top/tool-index.html

リーフレット「学びを創る10のアイデア」（平成21年３月）

「学習改善のためのガイドライン」（平成20年）

関連項目⇒Ｐ27＜確かな学力の育成と授業改善＞＜学力・学習状況調査結果の分析と活用＞

Ｐ28＜指導方法の工夫改善＞＜校種間連携の推進＞

Ｐ45＜学校図書館の活用＞

（３）【学びに向かう環境づくりの充実】

貧困、虐待など、大阪の子どもたちをめぐる様々な現状や課題を踏まえ、すべての児童・生徒の学校生活を支え、安心して学べる環境を整えることにより、子どもたちが自他を大切にし、よりよく生きようとする意欲や態度を育むことが重要である。

ア　全教職員が、正しい子ども理解と児童・生徒との信頼関係に基づく、一致協力した指導体制を築くことで、組織的に対応するよう指導すること。

イ　日々の学校生活において、児童・生徒が主体的に取り組む共同的な活動や自己存在感や充実感を感じられる取組みを推進するよう指導すること。

ウ　不登校児童・生徒、障がいのある児童・生徒、日本語指導が必要な児童・生徒等に対して、教育的ニーズに応じた支援に努めるよう指導すること。

エ　児童・生徒を取り巻く環境の改善に向けては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家や福祉機関を含めた関係機関との連携を図るよう指導すること。

「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」（平成29年11月）

生徒指導提要（平成22年３月）文部科学省

関連項目⇒Ｐ28＜組織的な取組みの充実＞

Ｐ29＜児童・生徒の自主活動の推進＞＜日本語指導の充実＞

2-25

（４）【外国語（英語）教育の充実】

小学校中学年における外国語活動や高学年での外国語（英語）の教科化、中学校では授業を英語で行うことを基本とするなど、新学習指導要領の趣旨や内容を十分理解した上で、確実に実施するため、学校に対する支援と適切な指導が必要である。

ア　小学校中学年では、外国語（英語）の音声や基本的な表現に慣れ親しませる体験的な活動を充実させ、「聞くこと」「話すこと」を通して、外国語（英語）で自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養うよう指導すること。

　　また、高学年では、「聞くこと」「話すこと」に加え、「読むこと」「書くこと」を通して、外国語（英語）で自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養うよう指導すること。また、適切な評価についても指導すること。

イ　中学校では、小学校の内容を踏まえた上で、４技能をバランスよく指導するとともに、外国語（英語）を実際に活用する場面を設定し、互いの考えや気持ちなどを外国語（英語）で即興的に伝え合う対話的な言語活動を行い、主体的にコミュニケーションを図ることができる力を養うよう指導すること。

ウ　中学校区で一貫性のある学習到達目標を作成し、学校間の交流や効果的な研修に努め、外国語（英語）教育の充実を図るよう指導すること。

「小学校のカリキュラム・マネジメントを円滑に進めるための手引き」（平成31年２月）

「英語によるコミュニケーション力の土台となる力を育む」（平成30年２月）

「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」（平成29年７月）文部科学省

「大阪府公立小学校英語学習６カ年プログラム・DREAM」（平成27年12月）

「英語を使うなにわっ子」育成プログラム（平成25年８月）

関連項目⇒Ｐ29＜小学校外国語（英語）教育の推進＞

Ｐ30＜中学校外国語（英語）教育の推進＞

重点２　障がいのある子どもの自立支援

（５）【「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】

　　　障がいのある幼児・児童・生徒が地域社会の中で積極的に活動し、豊かに生きるために、支援教育の推進に当たっては、すべての学校において、これまで培ってきた「ともに学び、ともに育つ」教育を継承し、より一層発展させることが必要である。

ア　「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり・集団づくりをより一層進めること。

イ　すべての幼児・児童・生徒、教職員、保護者、地域に対する支援教育への理解啓発を一層推進すること。

関連項目⇒Ｐ33＜「ともに学び、ともに育つ」学校づくり・集団づくりの推進＞

Ｐ34＜教職員の資質向上＞＜就学相談・支援の充実＞

Ｐ35＜交流及び共同学習の充実＞＜支援学校のセンター的機能の活用＞

2-26

（６）【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】

　　発達障がいを含む障がいのあるすべての子ども一人ひとりの自立に向けた効果的な指導・支援の充実を図ることが必要である。

ア　全教職員が、支援を必要とする一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図るとともに、支援教育に対する専門性を高め、学校全体の取組みを充実していくこと。

イ　通常の学級においても、必要に応じ、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成・活用し、一貫した支援を行うとともに、医療・福祉・保健・労働等の関係機関と連携しながら、確実な引継ぎを進めること。

ウ　児童・生徒の障がいの状況に応じた指導・支援の工夫や、支援学級及び通級による指導における自立活動を取り入れた教育課程の編成について、一層の充実を図ること。

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成30年８月）文部科学省

「教育と福祉の一層の連携等の推進について」（平成30年５月）文部科学省・厚生労働省

「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説（総則編・各教科等編）」

（平成29年３月・６月）文部科学省

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」

（平成29年３月）文部科学省

「発達障害者支援法の一部を改正する法律」（平成28年８月）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年４月）

「特別支援教育の推進について」（平成19年４月）文部科学省

関連項目⇒Ｐ35＜合理的配慮についての適切な対応＞

Ｐ36＜個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用＞＜通常の学級に在籍する児童・生徒への支援の充実＞

Ｐ37＜病弱児や医療的ケアの必要な児童・生徒への支援の充実＞＜早期からの切れ目ない支援体制の構築＞

重点３　豊かでたくましい人間性のはぐくみ

（７）【心の教育の充実】

　 児童・生徒の豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体を通した道徳教育を推進するとともに、多様な体験活動等の充実を図ることも必要である。

ア 人間尊重の精神や生命及び自然を尊重する精神、自らを律し他人を思いやる心、規範意識、公共の精神、社会の形成に参画する態度などを養う取組みを進めるよう指導すること。取組みに当たっては、他者との対話等の中で、多様な価値観にふれながら、自ら考え、より良い方向をめざす資質・能力を育むよう指導すること。

2-27

イ 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に貢献する態度を養うなど、平和で民主的な国家及び社会の形成者としての自覚や忍耐力・責任感を育てる取組みを進めるよう指導すること。

ウ　体験活動では、児童・生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じて、家庭や地域社会と連携し体系的・継続的に実施するよう指導すること。

「「特別の教科　道徳」実践事例集」（平成30年２月）

「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」（平成29年７月）文部科学省

「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説（総則編・各教科等編）」

（平成29年３月・６月）文部科学省

関連項目⇒Ｐ38＜道徳性を育むための学習について＞

Ｐ39＜体験活動の在り方＞＜「こころの再生」府民運動＞＜学校における動物飼育の在り方＞

Ｐ40＜大阪人権博物館（リバティおおさか）の活用＞＜福祉・ボランティア教育の推進＞

（８）【人権尊重の教育の推進】

　様々な人権問題を解決し、人権尊重の社会づくりを進めるために、人権教育に係る国及び府の関係法令等に基づき、人権３法〔※１〕や府人権関係３条例〔※２〕が成立したことも踏まえ、「生きる力」を育む教育活動の基盤として、各教科・道徳科・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動等、あらゆる教育活動において、人権教育を計画的・総合的に推進することが必要である。

ア　人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障がい者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ等に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。

イ　児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。とりわけ、いじめは重大な人権侵害であり、いじめを許さない意識やいじめをなくす実践力を育むよう指導すること。

ウ　支援を要する幼児・児童・生徒に対する指導等に当たっては、人権尊重の視点に立って、各学校が、関係機関や専門家とも連携し、組織的に対応するよう指導すること。

エ　すべての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うよう指導すること。その際、教職経験年数の少ない教職員が人権教育の成果を継承できるよう努めること。

2-28

〔※１〕人権３法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年４月）

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

（平成28年６月）

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年12月）

〔※２〕府人権関係３条例

「大阪府人権尊重の社会づくり条例」（令和元年10月一部改正）

「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」

（令和元年10月）

「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」

（令和元年11月）

大阪府人権白書「ゆまにてなにわ（解説編）ver.34」（令和２年３月発行予定）

「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」（平成30年３月改訂）

「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」（平成29年11月）

「大阪府人権教育推進計画」（平成27年３月改定）

「学校における人権教育の推進のために－『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集－」

（平成26年７月）

「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23年４月閣議決定）

「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」（平成20年３月）文部科学省

「大阪府在日外国人施策に関する指針」（平成14年12月）

「大阪府人権施策推進基本方針」（平成13年３月）

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年12月）

「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」（平成10年３月一部改訂）

関連項目⇒Ｐ40＜人権教育推進計画の作成＞

Ｐ41＜人権教育の一環としての同和教育の推進＞＜校内体制の構築＞＜「ともに学び、ともに育つ」教育の推進＞

Ｐ42＜互いの違いを認め合い、共に生きる教育の推進＞＜男女平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応＞

Ｐ43＜人権侵害事象等に対する対応＞＜ＰＴＡの人権意識の高揚＞＜教職員人権研修ハンドブックの活用＞

Ｐ44＜セクシュアル・ハラスメント防止の取組み＞

（９）【読書活動の推進】

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにする等、欠くことのできないものであることから、その推進が必要である。

ア　「第３次大阪府子ども読書活動推進計画」の趣旨を踏まえ、子どもへの読み聞かせや、本と出合う機会の拡大に努め、発達段階に応じた子どもの読書環境の充実を図ること。また、子ども読書活動推進計画を策定し、推進すること。

イ　学校図書館を担当する職員の配置を工夫するなど環境を充実させ、読書センター・学習センター・情報センターとしての機能を高め、豊かな人間性や言語能力等を育むよう指導すること。

2-29

関連項目⇒Ｐ44＜読書活動の支援方策＞

「第３次大阪府子ども読書活動推進計画」（平成28年３月策定）

Ｐ45＜子ども読書活動推進計画の策定＞＜学校図書館の活用＞＜司書教諭の配置＞

（10）【いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校への取組みの推進】

いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門人材を活用し、校内の生徒指導体制の充実を図り、児童・生徒理解に基づいて組織的な対応を行うとともに、すべての児童・生徒の成長を促す指導を推進することが重要である。

（問題行動への対応）

ア　全教職員が、児童・生徒との信頼関係に基づく生徒指導を行うよう、日頃から一人ひとりの思いや気持ちを敏感に受け止める中で、共感的理解に努めること。

イ　暴力行為に対しては、毅然とした指導を行うとともに、状況に応じて、校種間及び子ども家庭センターや警察、少年サポートセンター等の関係機関等とのネットワークのもと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家や地域人材等外部人材の活用によるチーム支援の観点も踏まえた取組みを推進するよう指導すること。その際、児童・生徒を取り巻く環境の改善に向け、市町村の福祉部局との連携を図るなど福祉的視点を踏まえた取組みを進めるよう指導すること。

ウ　日々の取組みにおいて、すべての児童・生徒の自他共に認め合える人権感覚やきまりを守る等の規範意識等、社会的資質を高めるよう指導するとともに、適切な人間関係づくりや集団づくりを行うなど、問題行動の未然防止に努めること。

（いじめの防止と早期発見）

ア　いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき最重要課題であり、児童・生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることから、「いじめ防止対策推進法」や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、いじめの防止等に取り組むこと。また、各学校において、全ての児童・生徒の信頼関係を育む取組みが推進されているか点検するよう指導すること。

イ　各学校においては、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識した上で組織的に取り組むよう指導すること。そのために、「いじめ対応セルフチェックシート」等を活用し、日頃より、いじめの早期発見や対処の在り方等について、管理職及び教職員の理解を深めておくよう指導すること。

ウ　いじめの早期発見については、日常より子ども理解に努めるとともに、子どもの不安や多様な悩みをしっかり受け止められるよう指導すること。その際、アンケート調査を複数回実施した上で、個別面談、個人ノートや生活ノート等を活用するなど、各学校の実情に応じて、いじめの実態把握に努めるよう指導すること。

2-30

エ　相談窓口の設置等、児童・生徒が相談しやすい体制を構築し、その周知を図るよう指導すること。また、府が設置する「LINE相談」「すこやか教育相談24」等の相談窓口の周知を図るよう指導すること。

オ　教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に当該いじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげるよう指導すること。その際、被害児童・生徒の心情に寄り添った対応に努めるよう指導すること。

カ　いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考に、法に則った対応をするよう指導すること。なお、深刻な事態に至る恐れがあるいじめ等については府教育庁へ速やかに報告すること。

キ　障がいのある児童・生徒や外国にルーツのある児童・生徒、性的マイノリティ等に係る児童・生徒等に対して、いじめが行われることのないよう、当該児童・生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うよう指導すること。

（不登校児童・生徒への支援）

ア　すべての児童・生徒にとって学校が安心して過ごせる居場所となり、子どもどうしの絆が感じられる活動の場となるよう、授業・行事・課外活動において、自己肯定感や自己有用感を高めることのできる魅力ある学校づくりを推進するよう指導すること。

イ　小学校段階から、不登校やその兆しがある児童への支援体制を構築すること。また、中学１年時に不登校生徒が増加する傾向が続いていることから、中学校入学段階での連携を進めるとともに、小学校の取組みを適切に中学校につなぐよう指導すること。

ウ　不登校が長期化している児童・生徒への支援とともに、その兆しが見られる児童・生徒に対する早期発見、早期対応に努めること。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等と連携し、支援を行うことができる教育相談体制を構築するよう指導すること。

エ　不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することをめざせるよう、民間の団体等との連携を含め、実状に応じた適切な支援が行われるよう指導すること。

2-31

「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月）文部科学省

「いじめ対応セルフチェックシート(府内小中学校等におけるいじめ対応について)」

（令和元年６月）

「子どもを守る被害者救済システム」（平成29年12月改定）

「不登校児童生徒への支援実践事例集～児童生徒に寄り添った支援のために～」(平成29年８月）

「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年３月改定）文部科学省

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年３月）文部科学省

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」

（平成29年３月）文部科学省

「いじめ防止対策推進法」（平成25年９月）

「いじめ対応マニュアル（いじめ対応プログラム補助資料）」（平成24年12月）

「いじめ防止指針」（平成18年３月）

関連項目⇒Ｐ46＜問題行動等への対応＞＜いじめの未然防止と早期発見＞

Ｐ47＜障がいのある幼児・児童・生徒へのいじめの防止＞＜携帯電話等への対応＞

Ｐ48＜不登校への対応＞

重点４　健やかな体のはぐくみ

（11）【体力づくりの取組み】

子どもの体力・運動能力は改善傾向にあるものの、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、依然として下位段階にある児童・生徒の割合が高い状況にあることから、引き続き子どもの体力・運動能力、運動習慣等の実態を分析し、その結果を踏まえて、学校全体で授業等の工夫・改善を推進するなど体力向上に向けた取組みを進める必要がある。

ア　学校における体育活動を活性化する取組みや地域・家庭でスポーツ活動に親しむ機会を増やすことにより、児童・生徒の運動習慣を育み、体力づくりを図るよう指導すること。

イ　府教育委員会の資料を活用し、説明会や実技講習会を行った後に、新体力テストを実施する等、すべての児童・生徒の体力状況を正確に把握・分析するとともに、その結果を踏まえて、学校全体で授業等の工夫・改善を推進するなど体力づくりを推進するよう指導すること。

「体育の授業がかわる！簡単プログラム」（体力向上実践事例集活用プログラム）

（令和元年７月）

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」文部科学省

「新体力テスト測定マニュアル」（平成29年３月）

「新体力テスト測定掲示ポスター」（平成29年３月）

「めっちゃぐんぐん体力アップハンドブック」（体力向上実践事例集）（平成29年３月）

関連項目⇒Ｐ52＜体力づくりの推進＞＜地域におけるスポーツ活動の支援＞＜健康教育の充実＞

2-32

重点５　教員の資質向上

（12）【教職員の組織的・継続的な人材育成】

「大阪府教員等研修計画」に基づき、社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成する必要がある。とりわけ、教職員の人権研修を充実させ、すべての教職員に、より確かな人権意識を身につけさせることが重要である。加えて、管理職自らが自身の資質能力の向上を図りながら、次代の管理職・ミドルリーダーの育成を進めることが必要である。

ア　「大阪府教員等研修計画」の周知と活用を進め、初任期からミドルリーダー・次代の管理職に至るまで、系統的に育成すること。その際、校内研修はもとより、あらゆる機会を活用し、教職員に求められる基礎的素養である人権感覚や人権意識の育成に努めるよう指導すること。

イ　生徒指導、授業づくりなど校外研修で学んだ理論を校内で実践することをはじめ、首席や指導教諭等を活用した、日常的なＯＪＴの推進に努めるよう指導すること。

ウ　首席・指導教諭等については、学校や地域の実情に応じて配置の拡充に努めるとともに、その有効活用を図ること。

エ　「小・中学校リーディング・ティーチャー養成研修」等の府教育センターの研修を活用し、校内において学校組織マネジメントの経験を積ませるなど、次代の管理職の養成に努めること。

「大阪府教員等研修計画」（令和２年３月改訂予定）

「教職員人権研修ハンドブック」（令和２年３月改訂予定）

「ミドルリーダー育成プログラム」（平成22年より毎年度発行、令和２年３月発行予定）

「初任者等育成プログラム」（平成26年４月）

「次世代の教職員を育てる　ＯＪＴのすすめ」（平成20年３月）

関連項目⇒Ｐ55＜教職員の豊かな人間性＞＜教職員相互に高め合う職場環境づくり＞

＜人事異動及び人事交流の充実＞＜若手教職員の育成＞＜研修成果の還元＞

Ｐ56＜研修の計画的な実施＞＜教職員全体の指導力向上＞＜教員免許更新制についての周知徹底＞

Ｐ57＜女性教職員の登用＞＜魅力ある学校づくりの推進＞

（13）【不祥事の防止】

公立学校の教職員は、公教育の場にあって、個人の尊厳を尊重する精神や、規範意識を持って、直接、児童・生徒を指導するという職責に鑑み、日頃から自重自戒し、厳正な服務規律を保たなければならない。しかしながら、教職員による不祥事が後を絶たず、教職員全体に対する社会の信頼を揺るがしかねない事態となっている。このため、管理職はもとより教職員の服務規律の徹底を図るべく、あらゆる機会を活用し、不祥事の防止・根絶に向けて、取り組むことが必要である。

2-33

ア　不祥事の発生を予防し、未然防止を図るため、関係資料を校内研修等において活用するなど、教職員が不祥事予防について、自ら考える機会を積極的に設けるとともに、関係指針をもとに教職員の指導監督を適切に行い、一層の服務規律の確保を図ること。

イ　事案が生起した場合には、校長が事実関係を的確に把握し、速やかに市町村教育委員会へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に取り組むよう指導すること。

ウ　児童・生徒に対する体罰、性的な言動（わいせつな発言、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等）、また、痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬・覚せい剤の所持や使用等を含めた不祥事を発生させた教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分が行われる旨を周知すること。

「大阪府教育委員会服務指導指針」（平成24年11月改正）

「大阪府教育委員会綱紀保持指針」（平成23年10月改正）

「不祥事予防に向けて 自己点検≪チェックリスト・例（改訂版）≫」（平成22年９月改訂）

関連項目⇒Ｐ57＜飲酒運転について＞＜服務監督について＞＜自家用自動車等を使用しての通勤認定について＞

Ｐ58＜通勤について＞＜兼職・兼業について＞＜教職員の服務規律の確保について＞

（14）【体罰・セクハラ防止の取組み】

　 体罰、セクシュアル・ハラスメントは、幼児・児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、絶対に許されないことであると改めて理解・認識するとともに、学校及び市町村教育委員会でその防止に計画的に取り組む必要がある。

ア　正しい子ども理解と信頼関係に基づく指導を行うため、教職員に対して府教育委員会が作成した資料等を活用した校外研修や校内研修を実施し、体罰、セクシュアル・ハラスメントを許さない意識をより一層高めること。

イ　校内に相談窓口を設置するとともに、あわせて様々な相談窓口について、児童・生徒や保護者に対し、その周知を行うよう指導すること。

ウ　体罰、セクシュアル・ハラスメントが生起した際には、被害幼児・児童・生徒の救済と心のケアを最優先し、速やかに府教育庁及び関係機関と連携を図り、組織的かつ厳正に対応すること。また、再発防止に向けて事象の要因や背景を分析するとともに、具体的な取組みを推進するよう指導すること。

「子どもを守る被害者救済システム」（平成29年12月改定）

「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」

（平成29年５月改訂）

「不祥事予防に向けて＜改訂版＞」（平成22年９月）

「体罰防止マニュアル」（改訂版）（平成19年11月）

関連項目⇒Ｐ44＜セクシュアル・ハラスメント防止の取組み＞

2-34

（15）【職場におけるハラスメントの防止】

　 職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることをすべての教職員が認識しなければならない。快適で働きやすい職場環境づくりを進めるためには、ハラスメントを根絶する必要がある。

ア　職場におけるハラスメントの防止に向けて、教職員の研修の充実、相談窓口の周知及び対応マニュアルの整備が図られるよう校長に指導・助言を行うこと。また、職場における「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」については指針等の策定を早急に進めること。

イ　職場におけるハラスメントの防止については、管理職の役割が大きいことから、校長及び教頭に対する研修を充実すること。

ウ　ハラスメントのない、快適な働きやすい職場環境づくりを進めるよう指導すること。

エ　まず管理職自身がハラスメントに対する感覚を養い、職場におけるハラスメント防止により一層努めるよう指導・助言を行うこと。万一事象が生起した場合には、速やかに事実関係を把握するとともに、被害者に寄り添いながら丁寧に対応すること。また、ハラスメント防止に関する意識を啓発するための研修等を改めて実施するなど再発防止に努めるよう指導すること。

「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」

（平成29年６月・参考部分は令和元年10月一部改訂）

「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」（平成29年６月）

「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」

（平成29年６月）

「ハラスメント『０（ゼロ）』に向けて」教育長メッセージ（平成27年７月）

（16）【「指導が不適切である」教員への対応】

「指導が不適切である」と思われる教員の指導力向上のために、「教員評価支援チーム」と市町村教育委員会が連携を強化し、適切に対応することが必要である。

ア　市町村教育委員会は、校長等の授業観察等により「指導が不適切である」と思われる教員の的確な状況把握を行い、校長に対する適切な指導・助言、校外研修の実施等、実効性のあるシステムの運用に努めること。

イ　府教育庁に設置した「教員評価支援チーム」及び府教育センターの相談・支援機能を積極的に活用すること。

ウ　指導改善研修の必要があると判断した場合は、府教育庁に申請し、十分連携して対応すること。

2-35

エ　新規採用教職員については、指導・育成を図るとともに、条件附採用の趣旨を踏まえ厳格に対応すること。

「教員の資質向上をめざして－『指導が不適切である』教員への支援及び指導の手引き－」

（平成31年４月）

重点６　学校の組織力向上と開かれた学校づくり

（17）【学校の組織力の向上】

校長のリーダーシップのもと、教職員等が互いに学びあい育ち合う同僚性を高めつつ一体となって、学校組織のマネジメントを進めていくことが重要である。

ア　学校運営に当たっては、学校経営方針や教育目標等を教職員に周知し共有化を図るとともに、今日的な課題への対応を視野に入れ、様々な職種の専門性が発揮できる校内組織体制となるよう見直しを図るよう指導すること。

イ　いじめ・虐待等の生徒指導、災害等をはじめあらゆる危機管理事案に対しても、適切に対応できる組織となっているか、見直しを図るよう指導すること。

ウ　児童・生徒の実態等を踏まえた実効性の高い計画に基づく教育実践を行うために、ＰＤＣＡサイクルに基づいた学校経営を推進するよう指導すること。

関連項目⇒Ｐ60＜学校評価の充実＞＜機能的な学校運営＞

（18）【働き方改革】

市町村教育委員会において、各校の特色や状況に応じた長時間勤務の縮減に向けた取組みや、勤務時間管理及び健康管理を徹底するとともに、教職員一人ひとりの意識改革を推進するなど、教職員の「働き方改革」に取り組むことが重要である。

ア　「府立学校における働き方改革に係る取組みについて（平成30年３月）」に記載している府教育庁における取組みなどを参考に、適切に対応すること。

＜ポイント＞

○ 所管の学校に対する業務改善方針や計画の策定

○ 適正な勤務時間管理の徹底

○ 教育委員会主催の会議・研修等の縮減等

○ 調査、通知文書等の精査・工夫改善

○ 校長等のマネジメント

○ 外部人材の活用等人的措置

○ 「全校一斉退庁」「ノークラブデー」等の制度構築

○ 外部機関等への協力依頼・要望

2-36

「学校における働き方改革の推進に向けた夏季休等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について（令和元年６月）文部科学省

「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」（平成31年３月）文部科学省

「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」（平成31年３月）文部科学省

「大阪府部活動の在り方に関する方針」（平成31年２月）

「府立学校における働き方改革に係る取組みについて」（平成30年３月）

関連項目⇒Ｐ61＜勤務時間管理について＞＜休憩時間について＞＜労働安全衛生体制の充実＞

（19）【部活動の在り方】

各校において生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、生徒のバランスのとれた心身の成長を促すとともに、教員の長時間勤務の解消等も考慮し、地域、学校、分野・活動目的や競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることが必要である。

ア　各市町村の「部活動の方針」等に則り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むよう指導すること。

イ　指導にあたっては、府教育委員会の通知及び中学校学習指導要領の内容を踏まえ、部活動の在り方及び教職員の服務についても適切に対応するよう指導すること。

「大阪府部活動の在り方に関する方針」（平成31年２月）

「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月）文化庁

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年３月）スポーツ庁

「全校一斉退庁日及びノークラブデー（部活動休養日）の実施について」（平成28年12月）

「運動部活動での指導のガイドラインについて」（平成25年６月）文部科学省

「部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いの改訂について」（平成24年８月）

重点７　安全で安心な学びの場づくり

（20）【子どもたちの生命・身体を守る取組み】

子どもたちが被害者・加害者となる事件・事故、自殺などの未然防止に向けた適切な対策を講ずるとともに、自他の生命を大切にする心を育むための総合的な取組みが重要である。

（生命尊重の取組み）

ア　あらゆる教育活動を通じて、幼児・児童・生徒相互が気持ちを伝え合う環境を醸成するとともに、互いに違いを認め合い、「命を大切にする心」や自尊感情を育てる人権教育について、計画的・総合的に取り組むよう指導すること。

2-37

イ　幼児・児童・生徒の精神疾患等メンタル面も含めた生活全般について状況把握を適切に行い、相談体制の充実等に取り組むよう指導すること。

（学校安全の取組み）

ア　地域で子どもたちを守るという視点から「子どもの安全見守り隊」等の地域の学校安全ボランティアと連携するなど、幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うとともに、発達段階に合わせて、自ら自分の身を守る力を育成するよう指導すること。

イ　登下校時の通学路については、通学路における緊急合同点検（平成24年実施）の結果を踏まえ、地元警察、道路管理者等関係機関と連携し、危険個所における安全対策を実施するとともに、一層の安全確保を図るよう努めること。

（児童虐待防止の取組み）

ア　教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払うとともに、スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、早期発見、早期対応に努めるよう指導すること。また、早期発見の観点から、欠席が継続している児童・生徒に対して、定期的な安全確認を行うこと。

イ　児童虐待を受けた、またはその疑いがあると思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センター又は市町村児童虐待担当課等へ通告し、継続的に支援するよう指導すること。

ウ　要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして進行管理台帳に登録されている、もしくは児童相談所が必要と認める幼児・児童・生徒について、１か月に１回以上、書面にて情報提供を行うよう指導すること。また、不自然な外傷など新たな兆候や状況の変化等を把握した場合や、理由にかかわらず、休業日を除き引き続き７日欠席した場合は、速やかに情報提供又は通告をするよう指導すること。特に、一時保護を解除され、帰宅した児童・生徒については、児童・生徒のささいな変化も見逃さず、児童相談所等と日常的な連携を行うよう指導すること。

エ　児童虐待の対応については、児童虐待に対する認識を深め、学校において早期発見のポイントや発見後の対応等について教職員の理解を一層促進するため、研修を実施するよう指導すること。

2-38

「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編」（令和元年12月）

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和元年５月）文部科学省

「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年２月）内閣府、文部科学省、厚生労働省

「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年２月）内閣府、文部科学省、厚生労働省

「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の決定について」（平成30年７月）文部科学省

「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～」（平成23年３月改訂）

関連項目⇒Ｐ63＜児童虐待への対応＞

Ｐ64＜学校安全計画の策定＞＜緊急事態への対応＞＜安全確保・安全管理の徹底＞

Ｐ65＜地域関係機関と連携した安全確保及び安全管理＞＜安全教育の推進及び安全確保の取組みの点検・強化＞

（21）【危機管理体制の充実・防災教育の取組み】

東日本大震災や大阪府北部を震源とする地震、また、台風をはじめとする自然災害などの教訓を踏まえ、学校の実態に応じ、自然災害から幼児・児童・生徒の命を守るため地域と連携した取組みが必要である。

大規模災害の発生時には、避難所が開設されるまでの間、各学校が地域住民の避難先となることもあるため、地域と連携し、学校の組織体制を整えておく必要がある。

ア　火災のみならず、様々な自然災害等を想定した実践的な避難訓練を地域と連携して行うことなどにより、児童・生徒に自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の充実を図るよう指導すること。

イ　防災計画を策定し、日頃から教職員への連絡方法や配備体制及び参集について周知徹底するよう指導すること。併せて、ハザードマップや近隣の避難場所などの情報も収集して、万一の場合の児童・生徒の避難場所を想定し、危機管理マニュアル等に明記するとともに、実効性のあるマニュアルとなるよう点検・見直しを行うなど、災害に備えた危機管理体制の確立を図るよう指導すること。

関連項目⇒Ｐ64＜学校安全計画の策定＞＜緊急事態への対応＞＜安全確保・安全管理の徹底＞

「学校における防災教育の手引き（改訂２版）」（令和元年６月改訂）

「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年２月）文部科学省

「『大阪府津波浸水想定』の設定について」（平成25年８月）

「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」（平成25年３月）文部科学省

「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年３月）文部科学省

Ｐ65＜地域関係機関と連携した安全確保及び安全管理＞＜安全教育の推進及び安全確保の取組みの点検・強化＞

2-39

（22）【保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底】

学校教育活動全体を通して保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、感染症・食中毒の予防及び熱中症や食物アレルギー等に係る事故防止に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行える体制を整える必要がある。

ア　「学校環境衛生基準」に基づき、児童・生徒等にとって安全で快適な教育環境が確保されるよう適切な維持管理を図るとともに、検査結果を保管するよう指導すること。

イ　「国民健康保険法」を踏まえ、無保険により児童・生徒等が医療を受けることができなくなることのないよう、関係機関とも連携して適切に対応するよう指導すること。

ウ　食物アレルギー対応については、府教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」に基づき、校長等管理職を責任者として関係者で組織する食物アレルギー対応委員会等を設置し、各校の状況について十分検討したうえで、食物アレルギー対応マニュアルをあらかじめ策定しておくよう指導すること。

なお、マニュアル策定の際には、保護者や主治医との連携を図りつつ、児童・生徒の状況に応じたものとするよう努めるよう指導すること。

エ　「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」及び各校の食物アレルギー対応マニュアルに基づく対応がとられていることを常に点検するなど、日頃から事故防止に努めること。

オ　食物アレルギーの既往症がない児童・生徒の初発の事故が多く発生していることからも、食物アレルギーの事故は、いつ、どこででも起きるものだと想定し、すべての教職員が緊急時に対応できるよう、毎年校内研修等を実施するよう指導すること。

カ　熱中症を予防するために、こまめに水分や塩分を補給させ、休息を取らせるとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底するよう指導すること。その際、「熱中症予防のための運動指針」等により、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応するよう指導すること。

2-40

「府立学校における『熱中症予防のための運動指針』の見直し及び熱中症予防のための

『暑さ指数計』の配付について」（令和元年５月）

「熱中症事故の防止について」（令和元年５月）

「大阪府部活動の在り方に関する方針」（平成31年２月）

「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年２月）文部科学省

「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」（平成29年２月）

「国民健康保険法」（平成27年５月改正）

「アレルギー疾患対応資料の配布について」（平成27年３月）

人権教育リーフレット６「食物アレルギーのある子どもへの配慮」（平成27年３月）

「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年３月）文部科学省

「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」（平成26年３月）文部科学省

「学校環境衛生基準」（平成21年４月）文部科学省

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成20年３月）日本学校保健会

（23）【学校の体育活動中の事故防止等の取組み】

依然として、学校における体育活動中の事故が発生している状況を踏まえ、体育の授業や体育的行事、運動部活動等の体育活動に係る事故防止や熱中症対策に万全を期することが必要である。

ア　学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図るよう指導すること。

「学校における体育活動中の事故防止についての映像資料」（平成26年４月）文部科学省

関連項目⇒Ｐ66＜学校の体育活動中の事故防止等の徹底＞

重点８　地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援

（24）【教育コミュニティづくりの推進】

子どもたちの学びや成長を支えるため、地域と学校が連携・協働して行う「教育コミュニティづくり」をより一層推進することが必要である。

ア　教育コミュニティづくりの推進にあたっては、これまでの成果を踏まえ、学校や地域の実態等に応じた取組みの継続と充実を図るとともに、地域学校協働活動推進員の委嘱に努めること。

イ　学校が行う教育活動等について、保護者や地域が主体的に参画できるよう指導すること。その際、今ある学校協議会等の再整理を行う等、学校運営協議会への移行も視野に、地域とともにある学校運営体制のさらなる充実を図ること。

2-41

関連項目⇒Ｐ68＜教育コミュニティづくりの活性化＞＜教育コミュニティづくりへの主体的な参画＞

「コミュニティ・スクールのつくり方『学校運営協議会』設置の手引き（令和元年改訂版）」（令和元年10月）　文部科学省

「社会教育法」（平成29年3月改正）

　　　　　Ｐ69＜地域とともにある学校づくりに係る組織の更なる充実＞

＜放課後等における子どもの様々な体験活動の場づくりの充実＞＜障がいのある子どもなどの地域活動への参加促進＞

（25）【家庭教育支援の充実】

家庭教育を取り巻く環境が大きく変化する中、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭の教育力向上に向け、すべての保護者や児童・生徒が家庭教育に関する学習や相談ができる体制を整えることが必要である。

ア　保護者が持っている力を高めるとともに、家庭と地域のつながりづくりを進めるため、家庭教育に関する啓発や学習機会の提供、孤立しがちな保護者への支援に努めること。

関連項目⇒Ｐ69＜家庭教育支援の体制づくり＞＜親学習の推進＞

Ｐ70＜基本的生活習慣・学習習慣の確立・自立する力の育成＞

（26）【幼児期の教育の推進】

幼児期における教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うことであり、幼稚園教育要領で示される「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮して取り組むことが重要である。

ア　幼児教育推進のための協議会等の設置により関係部局等との連携を図り、幼児教育計画等のプログラムの策定や見直しを行うとともに、幼稚園、保育所、認定こども園と学校との連携や、家庭、地域との協働による総合的な幼児教育の質の向上を図るなど、地域の実情に応じた具体的な取組みを行うよう指導すること。

イ　小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うよう指導すること。

ウ　府が認定した幼児教育アドバイザーを活用し、園内研修等の活性化を図り、人材の育成に努めること。

「幼児教育推進指針」（平成31年４月）

「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」

（平成29年３月）

「子ども・子育て支援法」（平成24年８月）

「認定こども園の一部改正法」（平成24年８月）

「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年８月）

関連項目⇒Ｐ70＜就学前教育の充実＞

Ｐ71＜開かれた幼稚園・認定こども園＞＜幼保こ小等の円滑な接続＞

2-42